

◎新潟県告示第390号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所
新印上越青果株式会社
新潟県上越市藤巻6番12号
- 2 地方卸売市場の名称
地方卸売市場新印上越青果株式会社
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県上越市藤巻6番12号
青果物及びその加工品

- 4 認定年月日
令和2年3月23日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。